

## 平成25年白浜町議会第1回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成25年3月14日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成25年3月14日 10時01分

1. 閉 議 平成25年3月14日 14時21分

1. 延 会 平成25年3月14日 14時21分

1. 議員定数 16名 欠員2名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 林 一 勝 事 務 主 事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	小 幡	一 彰
教 育 長	清 原	武	会 計 管 理 者	田 井	郁 也
富 田 事 務 所 長	辻	政 信	日 置 川 事 務 所 長	前 田	信 生
総 務 課 長	坂 本	規 生	税 務 課 長	大 谷	博 美

民生課長	鈴木	泰明	観光課長	正木	雅就
建設課長	笠中	康弘	上下水道課長	山本	高生
地籍調査課長	堀本	栄一	農林水産課長	鈴木	泰
消防長	山本	正弘			
教育委員会					
教育次長	青山	茂樹	総務課課長	小松原	昭太
総務課副課長	榎本	崇広	生活環境課副課長	玉置	孔一

## 1. 議事日程

日程第1	議案第1号	あらたに生じた土地の確認及び区域編入について
日程第2	議案第2号	白浜町防災会議条例等の一部を改正する条例について
日程第3	議案第3号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第4号	白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第5	議案第5号	白浜町精神障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第6	議案第6号	白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第7号	白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第8	議案第8号	白浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第9	議案第9号	白浜町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第10	議案第10号	白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第11号	白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第12号	白浜町都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第13号	白浜町都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
日程第14	議案第14号	白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第15号	白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第16号	白浜町観光地区内における建築物の制限に関する条例の制定について
日程第17	議案第17号	白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
日程第18	議案第18号	白浜町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定に

ついて

- 日程第 19 議案第 19 号 白浜町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 20 議案第 20 号 白浜町準用河川管理条例の制定について
- 日程第 21 議案第 21 号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 22 号 白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 24 年度白浜町一般会計補正予算（第 9 号）議定について
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 24 年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 24 年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 24 年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 27 議案第 39 号 田辺周辺 5 市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 28 議案第 40 号 大辺路衛生施設組合規約の変更に関する協議について
- 追加日程第 29 議案第 41 号 白浜町教育委員会委員の任命について

## 1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 23・追加日程第 29

## 1. 会議の経過

### ○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成 25 年第 1 回定例会 4 日目を開会いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

### ○番 外（事務局長）

ただいまの出席議員は 13 名であります。

笠原議員から午前中の欠席届が提出されています。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いします。

以上で報告を終わります。

### ○議 長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

去る 3 月 5 日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に、6 番 正木秀男君、副委

員長に 2 番 楠本君と決定しましたので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

(1) 日程第 1 議案第 1 号 あらたに生じた土地の確認及び区域編入について

○議 長

日程第 1 議案第 1 号 あらたに生じた土地の確認及び区域編入についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第 1 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

---

(2) 日程第 2 議案第 2 号 白浜町防災会議条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第 2 議案第 2 号 白浜町防災会議条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第 2 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

(3) 日程第3 議案第3号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第3 議案第3号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

(4) 日程第4 議案第4号 白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議 長

日程第4 議案第4号 白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

この契約の任期は毎年1年ごとに契約を更新するのか、その点についてお伺いします。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外(総務課長)

期間を定めて1年ごとの契約ではなくて、最長3年ということで期間を定めて契約をいたします。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

一般職の任期付き職員の採用にあたって、言葉は悪いですけども、元締めというのは各課でやっているのか、総務課で一括しているのか。

それと、もう1点は、私の持論であるここに町外の方もいらっしゃいますけども、基本は今私の手元にある資料では、町外の職員は70名ほどある。年間で言えば二億数千万円が費用として充当している。これは、男女均等法とかいろんな部分ありますけれども、本来ならば採用にあたっては、白浜町に住んでくれよというしほりがあつていいのではないかという思いをしているんですけども、そこらどうですか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

通常任期付きの職員と言いましても、通常の一般職員と同じ地公法の適用を受けますし、総務課で採用という形になると思います。

できるだけ地元でという話でございますけれども、今のところ規定を設けられないといえますか、そういうしほりができないということになっております。できるだけ採用していきたいという気持ちはあるんですけども、また募集をしても今回土木職を募集しても地元から応募がないという状況がございます。できるだけ議員おっしゃるとおり、災害時とかそういったことで、地元で採用したい気持ちはございますけれども、現状はそうでございます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

今総務課長から言及されましたけれども、やはり防災、危機対応とかいうことによって、これは人事の部分で関連した中で言えば、このひな壇におられる幹部の方です。緊急の部分とかそういうときの、日置でも椿でも分断、寸断されるこういう自然環境がありますけども、本来なら、消防はそういうしほりで白浜町住民に限るといふしほりがあるんです。やはり、今坂本課長が述べられましたけども、均等法とか雇用とかの部分でこれでいいんです。採用した限りは、白浜に住民票を移すというようなそういう部分が付則で置くべきだと。そういう部分で採用しますけども、できるものならみなべから通ってくるより、白浜町で1万、2万のアパートでも借りてくれと、現実みなべから通ってもいいけども。そうせんと、こっちで給料もらって、年間考えたら二億数千万円出ているんです。嘱託も入れて職員。我々一生懸命納税している人間から言えば。やはり、雇用と義務とかいろんな部分から考えたときには、職員だったら滅私奉公。公務員たいがい世間から厳しい目で見られますけども、ぜひとも今後、斬新な井潤町長ですから、そういう部分において、いろんなポジションで採用していく中で、職員の位置づけ。危機対応も含めて課内で検討、今後の白浜町のあり方ぜひともやっていただきたい。そこら町長どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

今ご提言、ご提案いただきました職員の採用、あるいは採用してからのあり方は、私も約1年近く職員の今の現状を総合的に考えてきました。それで試験制度のあり方とか、採用の仕方にも影響してきますので、今後慎重に。特に職員を採用するにあたっては、もちろん公平、公正というのは大前提ですけども、その中の地域性というのがちょっと偏ってきてはおるんです。なかなかこれは一概にこうせえ、ああせえとはできませんけれども、その中でやはり地域、特に白浜町は広域になってきておりますので、できるだけ大きな災害とかそういったことも含めて、その地に詳しい人間が必要とよくわかっております。その中で、職員の配置の仕方、その辺でできるだけバランスよくしたいと思っております。

採用の仕方というのはまた別問題でございますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長

8番 廣畑君

○8番

3年の臨時職員と、どういうふうなことで想定されているのかなと思うんですが。例えばこの間新聞で読んだんですけども、今の東北のある地方の自治体で弁護士さんを2年間ほど雇うとか3年間とか実際あったようですし、土地のいろんな係争とかそういう問題とかあると思うんですけども、やはり臨時職員の3年の身分というのか、ほんまにそういうところへ専門職の人が給料体系は臨時職員ということになると思うんですけども、そういうことで募集をかけてもついてくれるのかなと。専門職やからきちんと正職員で雇用するというのが一番いいと思うんですけども、どういったことを予想されて雇うんだろうかと思うんです。やはり身分はちゃんとして、専門職を雇っていくということをせんと、地方公務員に縛られるからアルバイトもできん。ほかのアルバイトとかできるんですか。例えば生業をしながら臨時職員に専門を持っているからということになるんですか。

2つのことについてお伺いします。

○議長

番外 総務課長 坂本君

○番外(総務課長)

どういった場合を考えているかということなんですけども、一定の期間内に仕事が終わるというようなこと。例えば、国体のようにあと2年3年の間で国体が終わったらその職員が定員の中でいくというのはあれなんで、その一定の期間に事業が完了するような場合、そういったときに職員を採用することとか、あと先ほど議員からもありましたけども、災害の対応、復旧の仕事が終わればおしまいという部分もありますので、そういった場合を想定してございます。それで、任期付き職員ですけども、地方公務員法の適用を受けることになりますので、他の仕事は一般の職員と同じであって、ただ期間があるというだけのことでございます。

それから、他に任期付き職員だからということでは、昇格とか昇給がないということですけども、そのほかの条件というのはほとんど正職員と同じような条件になっております。

○議長

8番 廣畑君

○8 番

ということは、地方公務員やから兼業は禁止ということになるわけですね。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

そうです。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

今の総務課長の説明の中で、15ページに弁護士、会計士という話もございました。そういう分では、弁護士や会計士がその職に任期付き職員ということになれば、この15ページの次の2ページの任期付き職員の給料表、この金額ではなかなか来てくれんのちがうかという気がいたします。

それと国体の関係について関心があったので、国体関係の職員を空手、テニス、卓球であろうと、専門職の人としても、期間を決めてするにしても、この俸給表では若干来てくれる人が少ないのではないかと。この条例というのは県を含めてほしい決まった部分だろうと思うけれども、やはりこの俸給表ではなかなか募集をかけても来てくれんのやないかなという気がするんですが、それについて考え方があればお聞かせ願いたい。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

まず1点目の弁護士とか会計士とか特別高度な専門知識を持ったというところがあります。ほかのところでは、特にこういった方については別の給料というのですが、定めているところも実際ございます。ただ、今回白浜町の場合、今のところそこまで想定できていないところもあります。

それから、この給料では来てくれる人がないのではないかというご心配ですけれども、周辺では、県、和歌山市、岩出市、上富田、串本といったところがこういった任期付きの条例を設けてございまして、その辺も参考にさせていただきました、大差はないようになってございます。1級の14万100円という部分につきましては、高卒の初任給の額になってございます。2級については、短大卒の初任給ということで考えてございます。実際周辺の町村でも大差がないので、なんとかこれで募集をかけて、来ていただけるように頑張りたいと思います。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

他町との比較検討という部分があるんですけども、やはりこの第6条で等級が決まってますけれども、これはやはり専門職ごとの等級一律ではなくて、専門職ごとの俸給が必要ではないかなと。例えば、土木技師と会計士と弁護士とでは全然違いますね。そういう部分ではやはりここは職級というか、職に応じた俸給表にしていかなんだら、バランスの部分で考えていかなあかんと思うのですが、いかがですか。



○議 長  
番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

この職務の級ということですが、標準的な職務ということで、規則で今後定めることとなりますけれども、1級については一般の定型的な業務を行う職務。2級については困難な業務を行う職務。それから、3級については係長の職務、4級は副課長の職務、5級は課長の職務、6級は総括課長の職務という形で、標準的な職務を位置づけることにしていきたいと思います。確かに議員おっしゃられるように、弁護士とかの部分については、非常にこのままでは難しいところがあるかと思いますが、今考えておりますのはこういう形でいかせていただきたいと思います。

○議 長  
2番 楠本君

○2 番

役場の役職ではなくて、土木技師だったら土木技師、設計士だったら設計士。そういうふうな標準的な給与ベースというんですか、そういうことを参考にしていかなんだら、これは係長クラスの仕事やな、これは課長のクラスの仕事やな、総括課長の仕事やなというのではなくて。やはり1級建築士を持っているということになれば、1級建築士の平均ベースがどれくらいであるのかとか、そういうことを考えていかんと、なかなかちょっとこの分ではバランスがとれて、あてはまる人が来てくれんのがうかなと。えらいしつこいようですけども、そこらも十分に考えてやってもらいたいと思います。

○議 長  
8番 廣畑君

○8 番

採用にあたって、今役場の元職員であるとか巷でいろいろ言われておるんですけども、そういうことをお手盛りにならんように、国体を想定して私も言っておるんですが、そういうことが言われています。だから、やはり公正な採用を心掛けていただきたいと思います。

○議 長  
12番 三倉君

○12 番

先般の説明では専門的な職種ということ説明あったと思うんです。それと、専門ということからして、税理士であったり弁護士だということに受け取るわけでありましてけれども、反面、楠本議員の質問じゃないですけど、職員の給与については一般職的に高卒だったらその説明の内容と意地悪い格好になるんですけども、少し異なるようになるんじゃないかと受け取れるわけです。

今一つは、年齢についてはそういったことの、高卒として1級だったら14万となるんですけども、採用する年齢についてはだいたいどういう形をとっているのかということをお尋ねしたい。

○議 長  
番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

年齢については、特に制限はございません。

○議 長

11番 湯川君

○11 番

まずこの条例を定めて、どういう部門にどのくらいの採用を考えているのかということ。

それと、嘱託職員という制度が今ございますけれども、嘱託職員というのは必要な時に雇って専門的なことに期間を定めて雇うと思うんですけども、今は嘱託職員となれば最後までずっと嘱託職員でいっていると思うんですけども、嘱託職員として雇用したらいいのではないかと。なぜこの条例を作らなければならないのか、そこら教えていただけたら。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

先ほども言いましたように、一定の期間でそういった事業が済むという場合、この任期付き職員につきましての定員の管理の中に含まれてきますので、ずっと雇っていくということではなくて、一定の期間が終わればその職務が終わってしまうという場合に限り、採用していくという形をとっております。なので、今当面考えておりますのは、国体を考えておりまして、今のところ人数等についてはまだこれからの検討になってきます。

それから、嘱託職員というのは、これからは雇わないということになってございますので、お願いします。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

楠本議員の質問に関連するんですけども、臨時職員も兼職、ほかの仕事ができんという説明があったと思うんですけども、専門的な弁護士とか会計士とかそういう職種なんですけども、でしたら、事務所を持っている弁護士先生や会計士は必然的に採用できんという理解でよろしいんですか。勤めている人だったらよろしいけども、自分で開いていると。会計事務所や弁護士事務所を開いている人は採用できんという理解でよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

今のところ、弁護士や会計士は想定していないので、誠に申し訳ないんですけども、一般の職種を想定してのことになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長

7番 岡谷君

○7 番

若干疑問視する回答でございました。先ほど年齢制限はないということでもございました。一定的な年齢、高齢化が進展してきていますので、70、80でもお元気な方もございますし、また採用にあたって、一定の試験というのでしょうか、面接を含めた形でされていくのか。その辺ちょっと確認の意味でお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○議 外（総務課長）

年齢については制限を設けないということにさせていただきます。ただ、70、80というのは。採用にあたりましては、職種、採用するところのことを考えて、その都度ある程度の制限はかけていかなければならないかなというところもあります。

それから、採用にあたっての試験は、一般の職員と同じように職員の採用試験を実施いたしまして、それに合格した方ということになってきます。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

それについては、広く公募するという方法を取られますか。それとも、何かぼそぼそということもよくあることなので。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

当然公募になります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

（5）日程第5 議案第5号 白浜町精神障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第5号 白浜町精神障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### (6) 日程第6 議案第6号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第6号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### (7) 日程第7 議案第7号 白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第7 議案第7号 白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

(8) 日程第8 議案第8号 白浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第8 議案第8号 白浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第9号 白浜町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議 長

日程第9 議案第9号 白浜町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

予算審議の中でせんならんことかもわかりませんが、参考資料33ページ。今年度の予算的な措置についてはいかがなものなんでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

25年度の当初予算には反映しておりません。あくまでも国の法律がまだ施行されておられませんので、それをもって対策本部といいますか、これが成立するとなっております。予算的にはまだ反映しません。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

確認なんですけども、施行期日というのは今答弁されたことから、記述していないととったらいいか。

それと、制定の内容という中で、本部の組織図に関するのとあるんですけども、組織図というのはもうできているわけですか。上がってきているからできているはずだと思うんですけども。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

この法律はどちらかが遅い方となっておりますので、今日は可決していただいても、国の法律が出来上がっているんですけども、政令がまだ施行されておられませんので、それをもって法律が施行されていくと。

また、組織ができているかというお話ですけども、まだできておりません。あくまでも、この条例ができて以降、組織を総務と相談しながらつくっていきたいと思っております。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

そしたら、ある程度国の指導をもってやっていっているとらまえたらいいですか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

対策本部ができましたら、続いて何をやるかということになっていくんですけども、今

度は行動計画といいまして、県は行動計画をつくっておりますので、今度は市町村がもしこういった大きな緊急を要する事態が発生しますと、市町村が行動計画を作成して、町民に対して万一そういったことになった場合の周知、啓発をしていくという手続きを経ていくというところになっております。

○議 長

12番 三倉君

○12番

くどのようなんですけども、組織図というのはあらかじめつくってなかったらあかんと解釈するわけですね。それについては国からの指導とかの中でののか。それとも、町独自で早急にするのか。今あがってないでしょう。それについてはどういう形をとるのか、今一度お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番外（民生課長）

あくまでも、これは市町村の責任において条例化をしておりますので、市町村が当然組織化をしていくということになってきます。例えば、新型インフルでもいろいろありまして、鳥インフルエンザですとやはり所管は農林課になりますし、豚インフルエンザも当然農林課になってきますけれども、予防接種は私どもの民生課が受け持つということになってございますので、その総括をどこにするかというところがまだちょっと煮詰まっておりますので、でき次第報告をさせていただく機会があるかと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

（10）日程第10 議案第10号 白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第10号 白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

16番 正木司良君

○16 番

参考資料34ページで一般廃棄物処理施設におく技術管理者の資格を定める必要が生じたので。その必要についてと、これまではそうしますと、資格のない人で就業していただいたのかどうか。

それから、35ページに自治法とか学校教育法、いろんな専門的な資格に関する内容、条例が書かれているんですけども、これに基づいて、これからは学校教育法に基づく専門的な資格の方に就労をしていただくのかどうか、そのあたりの管理について教えていただきたい。

○議 長

番外 生活環境課副課長 玉置君

○番 外（生活環境課副課長）

これまでは、技術管理者の資格というものにつきましては、環境省令で定められておりました。その環境省令に基づいて、技術管理者を設置しておったところですが、しかしながら、今般いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第21条が改正されまして、地方自治体、市町村については市町村独自の条例で定めなさいと。これまでは国が定めておったんで、定める必要がなかったんですけども、市町村の条例で別に定めなさいということになりましたので、議案を提出させていただいたところでございます。

現在の生活環境課所管の施設あるわけですけども、この資格を有するものは現在6名おります。今後の採用等につきましては、学歴なり技術上の実務経験、これらの組み合わせで、この技術管理者になることができますので、採用等につきましては、この技術管理者の資格を有する者ということでの採用等は考えていないところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

（11）日程第11 議案第11号 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第11 議案第11号 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例についてを議題と



いたします。

本案に対する質疑を行います。

1 番 水上君

○1 番

条例の改正については賛成なんですけど、この公衆トイレ、町内に二十何カ所あるんですが、私は全部は知らないんですが、一部にはまだ汲み取りトイレがあります。幼児であるとか足のご不自由の方が利用するとき危ない、怖いと思うんです。やはり順次こういうのは見直していただきたいと思うんですけども、考え方を聞かせてください。承知しておりますか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

ただいま公衆便所全体のことについて、水洗便所でない箇所があるというご指摘をいただきました。たしかにこの表の中で申し上げますと、江津良公衆便所、対の浦公衆便所の2カ所は水洗トイレではございません。それから、いそぎ公衆便所と中大浜も水洗ではございません。この4カ所が水洗化ができてございません。いそぎ公衆便所につきましては、今故障いたしまして使用中止をさせていただきますして、早急に修理をしたいと思っております。

ご指摘の場所につきましては、早急に水洗化をはかりたいと考えておるんですけれども、当面はこの予算の範囲内ということ。25年度におきまして江津良の公衆便所を新しく設置させていただき予定でございます。今後も水洗化に向けて積極的に県等の補助事業を活用しながら、取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

1 番 水上君

○1 番

水洗化もぜひお願いしたいです。衛生面でもそうですし、本当に危ないです。やはり即座に予算措置もほしいものですから、いっぺんにいかないかと思うんですが、あれは何かほかの方法はないですか。水洗化を進めるまでに、もう少し方法があれば一度検討していただきたいと思っております。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

早急に対応したいとの考えはもっているんですけども、ほかに至急に対応する方法はないかということなんですけど、仮設式の水洗の簡易トイレもありますので、そうしたことを安全面でどうやって設置できるかどうかというのを比較させていただきたいと思っております。ただ、そうしたところは設置できる場所とできないところがあるかと思っておりますので、そのあたりはご理解をお願いいたします。いずれにしても、このあと国体とかいろんな行事が控えておりますので、トイレの整備につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

6 番 正木秀男君

○6 番

この議案については異論ないんですけども、位置図だけでなく、番所山のトイレはありがたいんですけども、詳細設計も含めて建物および構造、面積とか概要はあるんですけども、文字だけなので、できるものなら設計図なり完成図なりをここに添付することが必要でないかなと思うんですけども、そこらどうですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

名称及び所在地。それから、構造及び面積とか参考資料の41ページに付けてはおるんですけども、平面、立面という図面があったほうが非常にわかりやすいと思いますので、かなり図面が大きいということもあって、検討させていただきたいと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

## （12）日程第12 議案第12号 白浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第12号 白浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

46ページの参考資料でお伺いいたします。この条例については、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準並びに都市公園の配置及び規模の基準を定めることとすると。都市計画法を持っていないからもうひとつわかりにくいんですけども、都市計画法に基づく区域と区域外とがあると思うんですけども、そういう場合、都市計画法に基づく区域内の住民1人当たりのことを指すのか。これは、条例の改正によって白浜町としてどのような影響があるのか、この点についてお聞かせ願いたい。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

ただいま都市公園の設置基準の概要につきましてご質問いただきました。これは、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を定めるものでございます。白浜町の全域としまして国の標準にあわせまして10平米以上。それから、白浜町の市街化区域ということで、5平米以上と定めてございます。都市公園の開設面積が町内でいいますと、42万8,500平米でございます。その人口で割りますと、そうした中で国の標準に合致するというところで、数字を当てはめてございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

今の説明でちょっと私飲み込めんねけども、42万8,500平米を人口で割ったら、そういうことだといいやるんやけども、白浜町に関係してどのような変化があるのかをお聞きしたい。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

住民1人当たりの敷地面積の標準というのが、国の基準を私どもの算定では実数を上回っておりますので、町民に与える影響はないものと考えております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

（13）日程第13 議案第13号 白浜町都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第13 議案第13号 議案第13号 白浜町都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

12番 三倉君

○12 番

勉強不足で大変申し訳ないんですけども、参考資料の49ですけども、国土交通省の基準を参酌しとあるんですけども、この基準はどういうものですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

都市公園法における施行令の基準ですが、国の基準が街区公園で0.25ヘクタール、近隣公園で2ヘクタール、地区公園4ヘクタール。それから、総合公園、運動公園、広域公園いろいろ定められておまして、町も国の標準どおりにしてございます。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

今の基準に基づいて、今ある基準の公園については満足する結果で出ているのか。それから、今後についてこういう形にするのか。その辺についてはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

国の標準と町の現況地とを比較いたしまして、すべてまず街区公園につきましては、平均を上回っております。それから、近隣公園、地区公園というのはまだ当町では設置してございません。運動公園、総合公園、広域公園の基準につきましても、平均を上回ってございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

(14) 日程第14 議案第14号 白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第14 議案第14号 白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

16番 正木司良君

○16番

あえて現行の10ヘクタール未満という数値を削除するということについての理由づけを教えてください。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外(建設課長)

先日もご説明させていただいたんですけれども、地域の自主性、また自立性を高めるため、改革の推進をはかるために、関係法律の整備に関する法律による都市計画法の一部改正に伴いまして、都市計画の決定権限が県知事から町長に委譲されたことになったため、改正するものでございます。

○議長

16番 正木司良君

○16番

そうしますと、町長の権限によって、今後はその地域性によって、ここは10ヘクタール以内、ここは10ヘクタール以上であるとか、その認可の対象を町長の判断で面積を変えられるということですね。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外(建設課長)

すべての風致地区の面積を町長が判断してやっていくと。今まで県知事が必要だったんですけれども。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

(15) 日程第15 議案第15号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第15 議案第15号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

参考資料57ページで、今回の場合は料金の改正はないという説明を受けたところですが、住生活基本計画の共同住宅居住の単身者面積水準に準じ、規則で定めるということで、単身者でも入れるよという話だと思んですけども、実際現実に一世帯で2つ借りているというところはあるんですか、ないんですか。そういう噂を聞く場合があるんですけども。これは町営住宅ではないかもわかりません。雇用促進かもわからんねけども、そういうことも含めて、町営住宅の効率性からいったら、単身者でも入ってもらって収益を上げていきたいということはいいと思んですけども、乱用のないような措置が必要かなと思んですけども、どうでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

一世帯で2カ所借りているというのは、現在は把握しておりません。それはないと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

（16）日程第16 議案第16号 白浜町観光地区内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議 長

日程第16 議案第16号 白浜町観光地区内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

12番 三倉君

○12番

制定することによって対象になる建物は出てくるように思うんですけども、それはあるんですか、ないんですか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

対象になる建物はございません。こういうことは今後都市計画マスタープランによりまして、白浜町はこういう形で進めていきたいという第一歩でございます。

○議長

12番 三倉君

○12番

規制ある中で、今はないんですけども、改造したらそういう格好が出てきますよね。新たに建物を建ったら、建築基準法の中で届出なり許可なり必要だと思うんですけど、中を改造することについては関係ないと。基準法からしたらないと思うんですけども、その辺についての取り締まりではないんですけども、その辺についての選択はどのように考えていますか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

なかなか届け出がなかったら、見つけるのは難しいです。住民の方からの連絡が入りますので、その辺について即座に対応していかなければならないと。建設課で建てているのを探しに行ってみつけるというのは難しいので、住民や区からの報告によって対応したいと考えております。

○議長

2番 楠本君

○2番

参考資料60ページからですけれども、建物や何かについてはわかるんですけども、奇抜や屋根とか壁であるとかそういう部分については、都市計画法との関係もあるんですけども、この点についての制限ももちろん加えていくということによろしいでしょうか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

今言われた制限については、別の広告物の制限とかそれを交えて総合的にやっていくということですよ。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

(17) 日程第17 議案第17号 白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第17 議案第17号 白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

(18) 日程第18 議案第18号 白浜町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

○議 長

日程第18 議案第18号 白浜町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長



質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第18号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

(19) 日程第19 議案第19号 白浜町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第19 議案第19号 白浜町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

(20) 日程第20 議案第20号 白浜町準用河川管理条例の制定について

○議 長

日程第20 議案第20号 白浜町準用河川管理条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第20号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

(21) 日程第21 議案第21号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第21 議案第21号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

(22) 日程第22 議案第22号 白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議 長

日程第22 議案第22号 白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第22号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 10時58分 再開 12時59分)

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告して、ご了承をお願い申し上げます。

この後、当局より追加議案として、議案第41号が提出されます。日程に追加して、日程の順序を変更し直ちに審議をお願いすることになりましたので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日は、日程第23 議案第23号 平成24年度白浜町一般会計補正予算(第9号)議定についての審議をもって延会したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

○議 長

諸報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

議案を配付して下さい。

(議案第41号配付)

○議 長

ただいま当局より追加議案第41号が提出されました。これを日程に追加して、日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、追加議案第41号は日程に追加して、直ちに議題にすることといたします。

---

### (23) 追加日程第29 議案第41号 白浜町教育委員会委員の任命について

○議 長

追加日程第29 議案第41号 白浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ご審議をお願いいたします議案第41号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。  
議案書に基づき、説明した。  
鈴木氏の選任につきまして、ご同意いただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第41号は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### (24) 日程第23 議案第23号 平成24年度白浜町一般会計補正予算（第9号）議定について

○議 長

日程第23 議案第23号 平成24年度白浜町一般会計補正予算（第9号）議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

7番 岡谷君

○7 番

まず、17ページでございますが、国庫補助町道改良事業費について、何点かお伺いした

いと思います。これは先日の全員協議会でも縷々お話がありましたが、時間の都合上質問ができませんでしたので、あえてさせていただきます。

補正額が7, 163万。委託料が2, 263万。特に道路状況調査委託料でございます。これが400万円。そして道路ストック調査委託料が1, 863万。18節の工事、舗装修繕工事費4, 900万円ということで計上されております。特に生活の基盤である道路、橋、そしてまた社会インフラの老朽化対策におきまして、今後推進をしていく。国におきましても、防災・減災に力を入れて国を守る。また人間の命を守る。コンクリートといいましょうか、そういう部分で今後補正が上がり、我が町におきましても、耐震も含めて調査をされているときでございます。基本的には崩れたから補正というのではなくして、今後点検で小さな傷のうちに発見をして、最新の技術をもって補修をしていくことが、かえって金額も補正されてくると思いますので、この形で今後取組みをお願いしたいと思うんですけども、特に、先般の国交省におきましても、各自治体に整備、管理しているトンネルの点検の手引書、また防災・減災の前提となる条件ができていないという指摘のもとで、今後マニュアルを作り、点検を進めていくということでございますが、今後町として、建設課が中心でございますが、点検にあたってどういう精神といいましょうか、形で取り組んでいかれるのか。そしてまた、今回の補正におきまして、どういう形で点検をし、この委託の部分が大変多いのですけども、ただ出しっぱなしでなく、町も補完する意味で、どのような形で取り組んでいかれるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

まず、住民の皆様が安心して道路通行できる道路づくりをめざして、建設課としまして頑張っていきたいと思います。この道路状況調査、道路ストック調査につきましては、町管理道路及び道路付属物並びに橋梁やトンネルについて現状を把握し、またこの調査でまず現状を把握します。それから、改修に向けた検討をし、改修計画をもって国の補助金をいただき、改修していくと。町としましても、国体に向けて危険な箇所、津波対策におきましても、危険な道路をなるべく少なくして、早く改修できるような取組みをしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

7番 岡谷君

○7 番

建設課長から答弁をいただきましたその精神のもとで、しっかりと取組みを願いたいと思いますが、今後この検査内容を打診検査とかモニタリング等々がいわれておりますが、やはり前回の一般質問にもありましたが、トンネルにしましても、5カ所。大変危険だなというところがございますし、それらを含めて悪いところから進めていくと、計画的に今後していただきたいと思います。

ともにやはり技術系の職員が大変少ないように私は思います。目視点検でなくて、やはりトンネルとか橋梁におきましても、今後調査の方向が出てまいります。その技術系の職員もどのくらいいるのか今はわかりませんが、今後の町としてそういう職員も含めて採用していく、これは町長に一度ご答弁願いたいと思いますけれども、そういう職種に通じた人

材の確保が今後点検の中で生かされてくると私は思っておりますので、今後その辺の人材確保、そしてまた、今後の点検事項の内容について、今一度答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

今岡谷議員からご指摘いただきましたように、やはり点検につきましては、これからも目視のみならず、いろんなところから総合的に点検をしていかなければいけないと思います。

そして同時に、人材の確保につきましても、昨今技術職の職員がなかなか採用できないというときもございました。これからも、広く技術職の職員の確保を念頭において、できるだけ有能な職員を採用していくということで、これからも努力をしてまいりたいと思います。人材は必ずいると思いますので、そのあたり、白浜町のみならず、これからも皆様方のご意見を聞きながら、人材の確保に努めてまいりたいと思っております。事務職のみならず、技術職の適正な配置というのはこれは町の体制にとってはこれは不可欠の要素でありますので、今後私ども筆頭に職員とともに努力してまいりたいと思います。

○議 長

7番 岡谷君

○7 番

その辺はよろしくお願ひしたいと思います。無駄のない長寿命化計画と言いましょか、その辺きちんとできるような方向で、今後取り組んでいただきたいと要望して終わります。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

16ページ、款6項3目2節15の工事請負費についてお聞きしたいと思います。湯崎地区漁業活性化施設建設工事費9,953万円。この中には過日3,200万円の補正をかけて湯崎の漁業振興施設の基礎工事の部分、この3,200万円、この9千万円の中に入っているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

3,300万円につきましては、9月補正で県道取り合い工事として町単独で補正いただいたんですけども、その県道取り合い工事のほうが漁村再生交付金の補助でなんとか認められることになりましたので、その落とした3,300万円につきましては、プロジェクト交付金の補正でなかなか国で認められにくいフェンス、タイル舗装等を今回お願いしております、それが9,953万円の上の3,300万円の分でございます。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

私がお聞きしているのは、今基礎工事をやってますね、その基礎工事の変更について、補正で3,200万円上げると。この部分の3,200万円というのは、9,953万円の部分に入っておるんですかとお聞きしているんです。基礎工事の工事変更についての3,20

0万円。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

7, 100万円の今回の補正。全員協議会でご説明させていただきましたが、その中に基礎工事増額費用の金額が入っております。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

この施設は指定管理されるように思うんですけども、前の駐車場は町営でやると聞いているんですけども、駐車場も含めて指定管理されるんですか。その辺確認をお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

駐車場は町の直営事業で運営管理してまいります。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

そしたら、建物だけの指定管理ということでよろしいんですね。まだ建ち上がっていない。基礎は終わってきますけども、建物だけですね。直営でやるということは、指定管理されんということやな。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

漁業振興施設の指定管理をお願いしたいと考えております。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

建物、いわゆる振興施設の管理のみを指定管理されるというご答弁だと思いますけれども、その管理委託について、その条件について、まだご説明されていないんですけども、もう決まっておりますか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

指定管理にあたりまして、町の条例に基づきまして、指定管理候補者から昨年12月19日に和歌山南漁協さんから指定申請書、これは条例に基づきまして、指定申請書を提出しなければなりません。それで、和歌山南漁協さんの役員会、理事会のもと開いて、12月19日に組合長さん、総務部長さんに役場に来ていただきまして、指定申請書を町長へ提出していただいております。今後、指定管理を煮詰めていくにあたりまして、甲乙協議をして、指定申請書の中身、運営管理とか収支計画いろいろございます。今後煮詰めていって、整った

時点で議員の皆さんにもご説明したいと考えております。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

もうひとつ指定管理について、施設内、2階建てで、去年の9月議会で1億8,060万円ですか、工事請負契約を締結されておりますけれども、この建物の一部を漁業振興と関係のないような施設として、指定管理を受けた管理者がこれを再委託ということはできるんですか。その辺はどうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

漁業振興施設の指定管理は和歌山南漁協さんで行いまして、この前から説明しておりますが、一部を丸投げと言いましょか、テナントとか貸すことはできません。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

過日の全員協議会において、大きな石が出てきたと。これで基礎工事の変更をこの補正で上げてくると。それで先ほど、節15で上げていると。3,200万円を含んだ7,100万円。9,950万円がそうだとということでありますけれども、全員協議会で大きな石が出てきたと。建設場所については、当初の場所からこちらへ移ったので、調査した結果、当初の工法ではできんということで、これは私も理解しているんですけど、この場所変更、決まった新しい今のところに建てていますね。そこへ決まったときにはその埋め立ては終わっていたのか、終わっていなかったのか。この辺どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

少し長くなりますが、説明させていただきます。当初設計会社が選定した地盤改良工法といますのは、直径1メートルの鋼管の中をかくはん棒といいまして、土を混ぜるプロペラみたいなかくはん棒がございます。それを回転させながら、セメントミルクを注入して円筒状の柱を117本設置する概要でございます。このかくはん棒を回転させるためには直径15センチ程度以下の転石がごく少量くらいの混入でなければ、かくはん棒を回すことができません、当初の工法は。設計会社には当初から現場で発生した浚渫の岩砕とか土砂が入っていますよと。はじめからボーリング調査結果も提示して、これで設計するよう指示しております。ボーリング調査結果の中にも25センチ、32センチ程度の玉石が混入すると報告されております。で、こういった状況にもかかわらず、地盤改良対象層約7千立米ございます。その中に15センチ程度の転石がごく少量しか混じっていないと予測すること自体に無理があったのかなと考えてございます。実際、コンクリートの基礎工事が変わったんですけども、それに伴って約2,500立米搬出したんですけども、実際はその中には15センチ、20センチ、30センチ以下の転石もたくさん混ざっております。そういうこととございますので、先ほど議員さんがおっしゃられたみたいに大きめの転石があったから、この工法が変更



になってべた基礎になったというものではございません。当初から施工自体無理があったと、私どもは考えております。

先ほど施設が建つのがわかってあるのに、なぜ投入させたのかとございましたが、これは平成23年2月に湯崎浜広場活性化協議会で協議していただいて、位置変更が確定したわけですが、埋め立て土砂搬入に関する工事は22年3月からやっております。一部は入っていたと思いますが、いずれにしましても、漁業振興施設が建設することがわかっているといなくとも、本埋立事業は上部の利用計画をもった埋立でございますので、若干その辺の配慮が欠けていたかなと感じております。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

答弁長くて理解しにくかったんですけども、端的に南側へ振興施設を建設する予定だったのが、景観の問題で北側にきたと。それはよく理解できておるんです。

そして、場所の変更が決まったときにはこの埋め立てはどうなっていたんですか。後から調べるということだったんですけども。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

埋立自体に規定は設けていません。例えば、どれだけの石を投入せなあかんとか、そういう規定はございません。ただ、道路とか路床とかそういうのであれば、通常は一般的に30センチであがってきますので、30センチ以上というのはなかなか施工できませんんですけども、県に確認したんですけども、本埋立に搬入する土砂については、特に大きさの規定は問題ございません。

ただ、議員おっしゃるみたいに、位置がわかっているのになぜ入れたんかということに対しては、埋立に対する上部の利用目的をもった埋立でございますので、その辺の配慮が足らなかったと思っております。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

聞きたいのは、こちらへ建設場所を移すと、建設場所を移すと決まったのが平成23年2月とおっしゃってましたね。その23年2月に場所変更が決まったときに、その埋める場所は埋めていたのか。大きな石があるから基礎工事を変更したと。そのときはもう埋めておったのか。あるいは、埋まっていない状態で、場所を変更するのに大きな石を放り込んだとか、どちらなんでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

平成23年2月18日の活性化協議会で正式に位置の承認をいただいたわけですが、現場の浚渫とか土砂の工事は22年3月からやっておりますので、一部搬入しております。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

14ページ、防災費で行政無線放送施設。浅学で申し訳ないんですけども、富田地区、十九淵地区に屋外受信局を設置、新局されるということで、673万6千円を計上されておるんですけども、この基地局も含めて、こちらで難聴地域まだあるのかないのか。それと、日置地区においても、椿も含めてやけども、そういう山間部、川添地区において、難聴地域はこれだけ日置地域にあるんやと。市鹿野も含めて、そういう部分あればお聞かせください。

○議 長

番外 総務課課長 小松原君

○番 外（総務課課長）

24年事業で白浜町の防災無線の音達調査を今やっております、その結果によりまして、難聴地域も判明するという報告書があがっております。それで、白浜町全体がどこが音達が到達していないとかいう調査を今やっております。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

私だけかわらんけど、全然解釈できんね。富田地域で難聴地域がまだ何カ所かあるのかないのか。それと椿、日置、川添地区を入れてどれだけそういう部分は何カ所くらいあるのか、そこらを聞いているんです。

○議 長

番外 総務課課長 小松原君

○番 外（総務課課長）

今現在、難聴地域の調査を今年の予算をやっております。それが報告書としてこれから上がってきます。それによって白浜町全体の難聴地域が判明すると。今調査をやっております。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

調査でなくて、今まで何年と現実に防災無線をしているでしょう。その過程において、当局が把握できている数を私は聞きたいんやで。今調査しやるやつが上がってきたら報告しますでなくて、今まで防災無線を利用して町民にアナウンスしているでしょう。わしとこ聞こえんねとか、そういう部分が現実にあったがために調査をしているんでしょう。だから、今までの部分において、どれくらいの地域が網羅できてないのかということをおしは言っているんです。今、調査しやるやつを報告せえと言っているのとちがう。今までの実態の中であったらどの地域がどうかと聞きたい。

○議 長

番外 総務課課長 小松原君

○番 外（総務課課長）

大変申し訳ございません。今現在どの地域という取りまとめではなくて、私とこ聞こえんねとかそういうことで、それぞれからあがってきてあって、直接何地域がどれだけという形

では把握してございません。ただ、今そういうことで聞こえないということで戸別受信機を据えてくれという要望はたくさんあります。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

富田区長会とか椿も含めて日置にも区長会あるでしょう。私とこの地域ちょっと。今までであれば必ずサインは出てきているはずなんです。行政、役場へ。わしとこの地域聞こえにくいや、考えてくれよという、極論から言えば町内会、区長会から必ずシグナルが出ているはずなんやから、それを私は言っているんです。だから、今まで把握している中で、五十いくつあるんでしょう。町内会、区長会入れたら。その中で何か所くらいが考えてくれ、新設してくれよ、増設してくれよという問いをしているんやで。区長会からそういういっさいないんですか。

○議 長

番外 総務課課長 小松原君

○番 外（総務課課長）

区長会要望にも一部ございます。私どもはそれよりまず個人から聞こえないという情報がたくさんもたらされています。すぐに私ども委託業者に対して、一応調べろという形で調べさせて、その時点ですぐに対応ができるものについては、対応しているのが状況です。

今、議員さんがおっしゃったように、どこにどれだけということについては、今私の手元に資料がございませんので、申し訳ございません。ただ、たくさん聞こえないという情報は私どもにもたらされておりまして、毎年だいたい5台を戸別受信機、パンダマストで対応できない部分については、戸別受信機を設置して少ない予算ですけれども、5台くらいを買い足して難聴対策を今やっているというところです。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

全般と言うか、工事費についてお伺いします。年度的にしたら3月です。これからしたら、この予算的に今の防災についての工事費もそうなんですけども、670万円ほど。それから先ほどの湯崎の漁港についてでもかなりの金額がありますし、そういったものにつきまして、土木の中の17ページ、道路ストック調査委託料と舗装修繕工事4,900万円。これらをこれから契約していったら年度内になかなかできないのではないかなと思うわけです。それは国からの補助金は50%くらいの補助金になっていると思うんですけども、それからしたら国も認めているということになると受け取れる中で、これから請負させて工事をしていくということだったら、25年度に入って24年度ではないのではないかなと思うわけです。その辺の年度的な取り扱い方。要はこれから工事したら25年度にすると、それはあくまでも予算は24年度であっても工事は25年度であったら、本来ならば通らんことになってくると我々は解釈はあるんですけども、その辺についての予算のつけ方については、どのような格好になっていくわけですか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

先ほどの土木の予算のように、国の補正によりまして付いてきたものもございまして、今年度中に事業を執行できなものは往々にしてあります。そういったところにつきましては、6ページに繰越明許の一覧を載せておりますので、繰越手続きをして対応していくということをお願いします。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

同じことを何回も聞いているかも知れませんが、なかなか理解せん部分あるので申し訳ないんだけど、出来上がりは繰越明許であっても要は執行年度は24年という解釈で進めていくということになるわけですか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

予算措置については24年度で今年度予算措置をしているけれども、事業の執行については次年度へ繰越をしてやっていくという考え方です。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

決算的には24年、25年でうつのか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

繰越した年度、執行した年度で、25年度です。

○議 長

8番 廣畑君

○8 番

湯崎漁港のことでお尋ねします。過日の全員協議会でご説明いただきました。理解不足の点もあるかも知れませんが、再度ご答弁いただきたいと思いますが、1つは、看板・モニュメントの設置。それと、屋外販売店のテント、販売店コーナーを設置するんだということなんですけども、これ2つで約500万円でしたか、お聞きしているんです。それで、この施設を建ててその中で活動していくということなんですけども、わざわざ外にテントを立てていく。このテントで実際いくらかかるかわからんですが、そんなに100万も200万もいるようなテントが必要なんだろうかという疑問があります。やはり中でできんのかなと思うんですが、その点。

それと、モニュメント、例えばということで、写真があるんですけども、皆さんで議論をして、漁業関係者だけでなしに、地域の皆さんも含めた協議というのはなされていくんだろうか。あるいは、もうしてきてあるんだろうかということがあるんで、そういった点どうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番外（農林水産課長）

屋外販売施設につきましては、集客とかさらなる販売効果を上げる目的で一応屋外で販売ブースとワゴンゴンドラを計画しております。施設の中はこういう計画スペースはございませんので、施設の中では無理だと思います。

モニュメントにつきましては、漁業関係者とは一応打ち合わせしているんですけども、活性化協議会とかではまだ詳細は説明させていただいておりませんので、その辺また漁協さんも活性化協議会の副会長でございますので、活性化協議会を開催して、議論してやっていくかどうか、また相談していきたいと思います。

○議長

8番 廣畑君

○8番

できるだけ高ものにならんようにということでもいいのちがうかなと思ったんですけども、説明いただきました。この間の景観の話にも関わっていくんですけども、湯崎の浜広場には句碑もございます。どこかに置いてるのだと思うんですが、やはりモニュメントをする際にも高浜虚子のここの役場にも書いてあるこの句なんです。「温泉の永遠に溢れて春尽きず」という句なんですけども、やはり句も建っているよと。モニュメントとの関わりというか、やはり漁業振興施設あるいは浜広場こうした歴史的な景観。きのうもありましたけれども、そうしたものにマッチするようなことでなかったら外観もあかんのちがうかなと思いますので、そういった点。

それから、今トンネルからこっち工事かかっていますけれども、地域の住民の方にチラシを渡して工事にかかりますよということはきたと聞くんですけども、やはり一定、これで最後の事業になっていくわけなんですけども、最後の湯崎の漁業関係、あるいは浜広場の関係で最後の事業になっていくので、全体的なこういうふうに進んでいくんやよと。今まで小出しでどんどん議会でもいろんな論議がありましたけれども、こういうふうにやっていくんですよと、まだ納得してない方もいらっしゃると思います。以前私も質問させてもらったときには、例えば景観の問題で説得していくんだ、納得を求めていくんだという町長の答弁もございましたけれども、そうした全体の中で、地元の住民の皆さん、活性化協議会もそうですけども、やはり理解をしてもらって前向いて進んでいくというふうにぜひ力を注いでいただきたいなど。例えば温泉の2階で一度説明会をしてほしいんやという話を実はちらっと聞いたんですが、そういう思いも地域住民にあるということ。湯川議員もおられますけれども、そういう思い、あまり言えないこともあるかもわかりませんが、そういうふうなことで、ぜひ指定管理の予定の方々だけでなしに、全体に納得をしていただいくということを取り組んでいただきたいなどと思います。

○議長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番外（農林水産課長）

高浜虚子の碑ですが、観光課とも協議をしてございます。既存のところに残せるのか。移設するとなればどこが最適化というのも観光課とも先ほども話したところでございますので、その辺庁内でも検討して、置いておくのか移設するのはどこかを検討していきたいと思いま

す。

地域の方々へのご理解は、民宿関係の方がまだご理解いただいておりますが、これで話を切ったというのではございません。施設ができてまた相乗効果が生まれて同じように共々発展していけないか、これからも話を続けていこうと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長

11番 湯川君

○11 番

廣畑議員、代弁していただきありがとうございます。

本当にそうです。全体的な構想をまだ住民の方はわかりきっていないし、区切りがついた時点で、やはり湯崎の連合町内会とも相談をしていただいて、そういう場を設けていただければありがたいと思います。

それから、句碑についても大変大事なことで、ただ碑が建っているのではなくて、やはりその説明というか、そういうのを書かないとその碑の値打ちが上がってこないの、それも英語と今はやりの韓国語でそれを説明すると。そういうのはそんなにお金がかからないのですから、かからないのに知恵を絞っていただきたい。また、余分に言いましたら、砵湯の前にある湯崎温泉碑もあれを見て理解できる人はだれもいないのです。だから、あればどういことを書いているんだという説明書きをこの機会にぜひつくってほしいと思います。

それと、昨年12月に漁業振興施設の経営に関する指定の申請をしていただきという書類が出ているようでございますが、まずその施設の完成はいつだと。オープンはいつだと。予定もそちらも立っていると思いますけれども、その説明を先ほど言ってくれましたけれども、それを検討してまとめ次第、議会の皆さんにもということですけども、あの建物は5月に完成するとかしないとか。私もいつ完成するかはっきりわかっていないんですけども、それを次に議会に示すとしたら、6月議会になるのではないかと。いつそれを検討する場を設けていただくのか、そこらの点はどういう考えで進んでいるのか、お聞きしたいのですが。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

漁業振興施設の竣工は5月末を予定として今取り組んでいるところでございます。

昨年12月19日に指定申請書をいただきまして、今後いろんな和歌山南漁協さんの提案であって、運営方法、雇用計画、収支計画いろいろ提案していただいております。ただ、それでぼんといく方向ではございません。甲乙協議をしていろいろ整った段階で議員の皆さんにご説明したいと考えております。漁業振興施設の完成時期が微妙でございますので、まずはじめに指定申請書が整い次第、指定管理者を定めていきたいと思っておりますので、その辺はまず整い次第、議員の皆さんにご説明していきたいと考えております。

○議 長

7番 岡谷君

○7 番

湯崎漁港振興も平成8年からちょうど17年で完成を迎えているわけですけども、担当課長から完成は5月末というお話がございましたが、私、設備関係者もよく存じるんですけど

も、側聞する中で6月までかかるんちがうかと。なかなか今の状態であれば難しいのではないかと現場の声を聞くものですから、一番心配でございます。そういう部分でやはり完成へ向かっての計画、どのようにふんでいるのか再度お聞きしたいんですけども。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

議員おっしゃるみたいに、設備、電気、機械を含めて竣工というのはかなり工期的に厳しい状況がございます。ただ、設計監理者とも協議をしているんですけども、棟が上がれば多少うまくやって残業でもして追い込みをかけていけることも可能ですので、現時点では5月末を予定としてがんばって取り組んでいるところでございます。

○議 長

7番 岡谷君

○7 番

本当に5月末までに完成をするという取り組みでぜひともお願いしたいと思います。それが6月、また7月初旬までかかったら。夏を前にして湯崎漁港が進展する、出発をする。そして、来泉客の方に喜んでいただくという意味で必ず、今言われた5月までという力強いこととでございますので、私は期待をしてお願いをしておきます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

先般の全員協議会で課長、私も大分声を荒げた部分あるんやけども、先ほど丸本議員とともに、こういう、今岡谷議員も言ったように、2カ月延びた。本来3月末で竣工という中で、普通民間だったら業務補償とかこういう賠償問われる部分が出てくるんですね。

これ、工事に絡む中で、こんな大きい1トンも2トンもあるようなのがごろごろ出てきた。そういう中で構造計算変更してきた。その中で、丸本議員も言ったその部分の絡みで、私は全員協議会で言ったのは、業者の責任、施工責任。それと、監督責任。あなたたち役場の職員の監督責任。これもある意味で言えば怠ったと。そういうものが浚渫した、アイオンでガガッとやった、浚渫した、埋めた、1期工事。で、掘ったら出てきた。今度は家が建てられない。そういう複合的な部分がさっきの説明では、鈴木課長、そういう問題ではなくて、現実そういう大きな部分が出てきたから、まあ言えば施工業者も困った状態です。建築業者。当初だったらすつといく部分やけども、そこらも含めて、私がこの間全員協議会で言ったのは損害賠償起こせよと。こういう論を私は言ったつもり。埋立法も含めて。だから、何でもかんでも自分とこの不可抗力で役場はただ延ばしてちょっとオープンが延びるんですよと、住民の皆さんこうですよ。それでは、私から言わせれば、業者に対してやはりペナルティも含めて損害賠償できるできんは別として、あなたとこ1期工事でへんなことされたから、こんなになった部分もあるんやでと。それくらいもってもらわんと。公金扱う部分、自分の財布で考えてくださいと、私は常に言いやるや。皆さん一生懸命しやるんやけども、ただそういう部分で業者へ勧告するなり指導するなりそれも大事。それと自分たちの管理責任。これは当然問われるんや。

この間の崎の湯の不明金にしても、町長はじめ三役が減給したり減俸したり、訓告、戒告、

懲戒が出てくるんです。

だから、鈴木課長、きちんとそういうあなたが所管の課長だったらこの一月二月延びるんですよだけでは、通常の社会では考えられない。これ百貨店、ホテルだったら、損害賠償ばんとやられるよ。川久でも何十億と損害賠償されたんや。建つときオープンずれただけで。それだけ、莫大な投資をしたらしたが大責任が大きいんや。通常そこらのトイレつくって1千万、2千万するんと違うんやから、そういう部分これを教訓として、鈴木課長、今後に生かしていただきたい。町長はじめそこら答弁あれば。

○議 長

埋立業者の責任になるのか、役場側の監督責任になるのかその点も併せて答弁お願いします。

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

お言葉でございますが、先ほども当初の地盤改良工法についてはご説明させていただきましたとおりでございます。というのは、繰り返しになりますが、当初の工法は15センチ程度の小石が少量でなければかはん棒が回らない工法なんです。議員おっしゃったみたいに、ここへ入れた業者は20センチ、30センチの石あるやないかと。それはそれで埋立上問題はありません。ただ、現場においている50センチくらいのおあいう大きめの石も、配慮が足りなかったかわかりませんが、あれがあったから、当初地盤工法ができなかったのではございません。投入した業者には岩砕の20～30センチとかそういうのは埋立上問題はありません。ただ、そういう実際できない工法で現場が止まった関係で、2カ月3カ月遅れたことに対しては、責は設計会社になるのではないかと私自身はそう考えております。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

埋立法勉強しておけと言うたでしょう。通常の埋立法で、私の知っている範囲では30センチ以内の岩石を、あと転圧をかけよというんや。今積んであるやつら30センチや1メートルとちがう。2トン積んでもとなるような石や。だから、あなたが言ったら、それがどうもないんやでというニュアンスに聞こえてきたから。私が言っているのは埋立法、最初の1期であろうが2期であろうが、ああいうのアイオンでうった、浚渫した、こうやった。それを掘ったら出てきた、取った。そういう、いろはの「い」なんや、私の言いたいのは。だから、課長は何も悪くないんやというニュアンスで聞いたから、ちょっと待つてよと再質問してるんです。あれはあきらかに、私も設計屋と話したんや。これは予想外やと。だから通常考えて構造計算するんや、建物。できたから変更したと、こういう答弁をもらっている。だから、業者さんでも迷惑や、はっきり言えば。サンライズさん、あの方らも大変迷惑や。だから、私が言ってるのは、埋立法によっても抵触してる部分があるんちがうかと言うた。それをあなたはどうもないんやよと。もう一度確認、ほんまにそれであってるんやな。

○議 長

設計業者の責任でよろしいですか。

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）



再度繰り返します。埋立法上、これくらいの石入れたらあかんという規定は特にございませんが、あの現場にある石があったから当初の地盤工法を変更に至ったものでもございませぬ。ただ、議員おっしゃったように、上部の利用目的をもった埋立工事ですので、その辺の配慮は20～30センチ以下の石でもかまんのですけども、大きめの石を入れたことには配慮に欠けていたと感じております。

○議 長

不規則発言、気を付けてください。

16番 正木司良君

○16 番

湯崎漁港の問題は、ただいま長時間にわたって論議をされたように、2階のほうも重大な関心をもっております。それは当然町民の方も関心をもってございます。5月までに竣工できる。町民の方は青写真は先ほどのお話のように、皆さん完成予想図はわかっていないので、どんな漁港ができるのやろうという意味でも、町民の方は関心をもっておりますので、どうか順調な事業の振興をお願いをいたしたい。

それと、町債ですけども、義務教育の既設の教育債。これが3,400万円の減額になっていると思います。これは先ほどの繰越事業の関連によるものか、あるいは24年度の各事業の縮小とか経費の減額とかによるものか。13ページの歳入、教育債です。それと、現在は教育債は補正で減額しますと、1億1千万円ですけども、今後第一小学校の事業の関連とか国庫補助があると思いますけども、教育債が現在でどのくらいの起債の額を見込まねばならないのか、そういう想定がお分かりでしたら、それと含めてお教えいただきたい。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

この3,400万円の教育債の減額につきましては、18ページの学校管理費の中で白浜第一小学校の耐震改修の部分で今回見直しをするということで減額になるものでございます。

すみません、全体的なものは手元に資料がございませんので、当初予算の審議のときよろしく願いいたします。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

しつこいんですけども、まだ理解できない。先ほどの答弁で納得したという形にはなったんですけども、繰越明許費のことについてなんですけども、一応、執行については25年度にすると。決算については、そういう形で25年で決算するということがあったんですけども、予算につきましては、初歩的な質問で申し訳ないんですけども、一応24年度で上がっているから25年度で上がることはもちろんないでしょうし、ただ、決算のほう予算より25年度で増えるということがあり得るわけですね。その辺すいません。25年度の予算額よりも決算うった場合に、予算より決算が多くなるということがあるんですね。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

繰越するという事で、例えば24年度に消化する部分と消化できん部分は25年に繰越すという事で、24年分については24年度で決算をうつと。繰越した25年度分については、その額、繰越した部分で決算をうつということになります。その中で、例えば、予算の増額せなあかんとすれば増額した部分についても併せて決算をうつと。

繰越した分とあわせてということではなくて、繰越した部分だけの決算をうつということになります。

○議 長  
12番 三倉君

○12番  
繰越した分については25年度で決算をうつわけでしょう。そうなった場合に、25年度の予算にないから、25年度の予算を組んだ場合には予算よりも決算のほうが多くなるということがあり得るんですねということをお聞きしているんです。

○議 長  
番外 総務課長 坂本君

○番外(総務課長)  
繰越した部分は繰越した部分で決算。そして25年度に新たに追加した部分は追加した予算として決算をうつという形になります。

○議 長  
休憩します。  
(休憩 14時01分 再開 14時03分)

○議 長  
再開します。  
番外 会計管理者 田井君

○番外(会計管理者)  
明許繰越のことを説明いたします。24年度で予算を組んで、24年度で執行できない予算部分はここの第2表に載っていますように、その分を25年度へ繰越します。当然25年度の当初予算あります。その予算にかかる決算額と、それから24から25へ明許繰越した予算の決算額を足して25年度の決算へもっていきます。

○議 長  
12番 三倉君

○12番  
わかりました。大変申し訳なかったです。今の歳までわからんときていたということ恥ずかしいと思う反面あるんです。

17ページの土木費の都市計画費で、用地購入費として400万円減額補正されているんです。この件について。

それと、その下の負担金についてなんですけども、1,903万6千円、用地の事務負担金が減額されということだから、事務することがなくなったという形になるのかということについてお尋ねしたいんです。

○議 長  
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

用地購入費の400万円につきましては、高速道路ですけども、田ノ口工事用道路、辰ノ口石経線の工事用道路の変更に伴い、用地取得が減ったため減となったものです。

次の用地事務負担金となっておりますけれども、これについて説明させていただきます。工事道路建設に伴いまして、橋梁工事でございます。この道路も工事が終われば町道となります。その中で橋梁部分について、工事用橋梁、谷橋を設置して、5,600万円の工事費が必要だと。その中でそれを町として町道になりますので、永久橋として国交省に工事をしてもらうわけです。それが8,100万円かかると。その中の差額が2,500万円になるわけなんですけども、それが用地事務負担金の中で減ってきたと、町の持ち分が減ってきたと。当初4,400万円の町の負担と計算していた分が、精算が終わって、業者の落札減とかの理由によりまして、1,900万円の負担がなくなったということでございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

16ページの湯崎漁港の関係については、段々のご意見がございまして、仕上げの段階であるというふうに思います。この間の全員協議会でも、ポスシステムとか冷凍施設の関係についても指定管理上絶対に必要なものであるという認識をしたわけなんですけども、この指定管理については、鈴木課長から今後関係者との間で話を詰めていくと言うお話でございました。誰しも心配するのはこういう大型施設をつくった場合の経営状況を心配するところでありませう。そういう意味においては、予算額が生きていくようなきちんとした指定管理制度を漁業関係者ときちんとして詰めていただいて、どこの大型施設でもあろうかと思っておりますけれども、シビアな経営感覚でもってこの部分についてはやってもらいたいなと思っておりますので、その分については若干今皆さんからお話がありましたように、工期がずれるという可能性もありますから、指定管理制度の話がまとまる時点で、議会にも相談していただいて、万全の態勢で最後の仕上げをしてもらいたいと思っております。その点について考えがあれば、お聞きしたいとおもいます。

それと、15ページの血深井堰の関係でございます。350万円の補正が出ておりますけれども、この部分については、常にあそこを通ったなかで、かなりの工事をしているなという実感はあります。しかしながら、下部に大井堰がすでに終わっておりますけれども、この血深井堰については、夏の農業者の繁忙期に間に合うような工事になっているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、16ページ、農林水産費の節18備品購入費になっているんですけども、係船の追加というお話がございました。間違っていたら指摘してもらったらいんですが、係船を追加するということは湯崎漁港の遊漁船やとか、そういう分の係船を追加するということだろうと思っておりますけれども、何のための備品購入費であるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

まず、指定管理者についてでございますが、町といたしましてもその辺が一番危惧してい

るところでございます。経営状態の安定をいかに継続していくか収支決算も大事でございます。それも十分わかっておりますので、指定管理者と密に詰めをしまいたいと考えております。整い次第早いうちに議会の皆さんにも指定管理に関するご相談をさせていただきたいと思っております。

次に、血深井堰につきましては、25年度の営農に支障をきたさないように十分がんばって工事をやっております。ただ内容につきましては、工事途中の今年2月18日の豪雨によりまして富田川が一時増水いたしました。現在施工している血深井堰の頭首工の締切仮設工が崩壊し、再度大型土のうを据え付けてやっておりますが、仮設道路も流されて、その復旧となります。一部擁壁が国道の擁壁が既存の擁壁が流出によって損壊しましたので、あわせてそれを復旧し、血深井堰と一体として改良すると思っております。

備品購入費の600万円につきましては、全員協議会で確か500万円と言ったのが、すいません訂正でございます。販売ブース、ワゴンゴンドラの購入の600万円でございます。先の全員協議会で確か500万と言ったのですが、訂正させていただきます。販売ブースとワゴンゴンドラの購入の600万円です。ワゴンゴンドラとは簡易組み立て式屋外店舗で、先ほどの全員協議会でご説明させていただいた屋外簡易建物の小さなやつですけども、それが、500万と言ったのが600万の間違いでした。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

先ほど議員からありました係船料が増えたという部分は、16ページの漁港管理費の部分の70万2千円の部分で、当初予定していた係船数から増えたということでございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

血深井堰の関係です。私もちょこちょこあそこへ車を止めて見るんですけども、確かに平間神社のトンネルの方へ出てくると、庄川のほうから大きなカーブになっています。国道のほうがあぐれているというふうに私も見ました。そういう部分については国交省との関係もあるんだろうと思っておりますけれども、その点について、国交省との話についてはどのようなになっているのでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

今回補正を上げさせていただくところは国交省と関係なく、血深井堰の取り付けのところでございまして、国交省の工事は関係ない箇所でございます。国道側ですけども、ちょうど血深井堰改良工事の付け根の、国道のほうに付けているんですけども、国交省の工事とは関係ないです。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

19ページの災害復旧費です。その中の農林のほうで、予算的に補正額がゼロなんですけ

れども、財源の更生ということであるわけです。一般財源780万円が地方債となっているんですけども、この場合、災害復旧だったら補助金等もらえるようなことにはならなかったのかということと、この地方債というのは歳入の10ページ以降のどこに含まれるのかということについてお尋ねします。私の申し上げたのは19ページの財源の更生によるということなんです。その中の歳入について、これは地方債になるので町債になるのかと思ったりするんです。町債になるんだったら13ページの災害復旧費になると思うんですけども、その辺どこに含まれるのかということです。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

この780万円の内訳なんですけれども、現年度債の分と過年度債の分ということで分かれて、現年度債の分が340万。それから、過年度債の分が440万円ということで、13ページの部分の9の災害復旧費の中で節3、640万と440万。ただこの640万円につきましては、鴨居の分が300万円ございますので、含まれるということです。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

確認しておきたいのですけれども、漁業振興施設を含めて、駐車場も含めて、あの敷地の中に自販機等を置く場合、これは漁業振興施設の周辺だったら、どこが販売機を置いてもかまんよ。振興施設の中に置くんだったら、それは指定管理者が置くんでしょうけども、町が置いて機械も含めて指定管理すると思いますけれども、外へ、駐車場のどこかへ置く場合とかそういう場合を含めて、その許可を出すのはどこですか。管理者ですか、町ですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

設置場所につきましては、自販機は多分ジュースとかいろいろ種類はあるんですけども、補助敷地内ではやはり農林水産物しか販売することは事業メニューで決まっておりますので、農林水産物以外のものはできません。ただ、補助敷地以外、補助敷地といいますのは、建物に補助が投入された区域と考えておりますので、例えばひさしまでとかそういうのが一般的だと思います。補助を投入した漁業振興施設区域内では販売物はしぼりがありますので、それは設置することができないと考えております。指定管理者の運営管理のほうで提案していただければ、甲乙協議をして町が認めれば設置は可能だと思います。

○議 長

3番 丸本君

○3 番

その建物施設の中だったら、ひさしの下だっても、中でしたら双方協議をして置けるということですね。それとあわせて、駐車場の一部に置かせてくれとかそれはできないということです。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

駐車場の一部とかそういうのであれば可能だと思いますが、施設の中であれば農林水産物しか販売品目が認められませんので、補助敷地内では自販機を置いたとしても販売品目が認められませんので、そういうのはできません。

○議 長

質問の中で、駐車場のところに自販機を置くのはどこの許可になってくるんですか。

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

町です。

先ほど、丸本議員さんのご質問に説明不足があったと思うんですけども、指定管理者の運営管理の範囲は、漁業振興施設ですが、もちろん駐車場はございませんが、屋外販売ブース、ワゴンゴンドラ等を含んで、これは漁業振興施設と一体・一連の運営管理として指定管理をお願いしたいと考えております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第23号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第23号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日はこれをもって延会し、次回は3月22日金曜日定刻に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。次回は3月22日金曜日定刻に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 南 勝 弥は、14時21分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 25 年 3 月 14 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員